平成２２年（フ）第２４５２号
福岡市中央区薬院１丁目15番23―307号
破産者　メニーサンクス株式会社
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５２８号
札幌市北区北24条西４丁目２番２号　グリーン会館２Ｆ
破産者　株式会社ＤＰＭ
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２８号
千葉県旭市川口3438番地の５
破産者　有限会社川千家
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第５６２号
横浜市旭区南本宿町18番地
破産者　有限会社桑名工務店
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１０号
横浜市中区山下町128番地ラ・トゥール前田ビル１階
破産者　有限会社英平商事
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９９号
神奈川県秦野市平沢320番地の５
破産者　有限会社エムケイ機器
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１３３号
富山市金代238番地
破産者　株式会社ＨＯＯＰ
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３７号
静岡市清水区宮加三718番地の４
破産者　有限会社和流通
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６９号
愛知県西尾市寺津４丁目２番地13
破産者　有限会社丸保紙器工業
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
和歌山県田辺市宝来町10―10、商業登記簿上の本店所在地大阪府堺市北区北長尾町１丁７番１号
破産者　有限会社エムテックス
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第２９号
和歌山県田辺市稲成町185番地
破産者　株式会社ラピカス
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第７８号
島根県出雲市塩冶町南町３丁目１番12号
破産者　出雲建設有限会社
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１３２９号
広島市中区中町７番５号ポレスター広島３Ｆ
破産者　株式会社ＤＥＨ―ＰｒｏｆｅｓｓｉｏｎａｌＤｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７４号
愛媛県新居浜市萩生2669番地の６
破産者　有限会社後藤土木
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１０６９号
熊本県宇土市新開町1212番地の１
破産者　有限会社田代産業
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０７２号
熊本県宇土市新開町1213番地の１
破産者　有限会社豊光運輸
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２１５０６号
栃木県大田原市浅香３丁目3578―237―101
破産者　齋藤　昭壽
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０２６号
東京都千代田区外神田３丁目５番12号
破産者　株式会社ダイナコネクティブ
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１８３号
東京都練馬区上石神井２丁目31番36号
破産者　株式会社セントラルホーム
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３６６号
東京都渋谷区富ケ谷２丁目21番10号
破産者　株式会社アークス
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３６７号
福岡県福岡市中央区高砂２丁目22―７―1001、開始決定時の住所東京都府中市日鋼町１―３―２―205
破産者　玉島　清治
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８７０号
神奈川県海老名市中新田２丁目７―７―704、開始決定時の住所東京都江戸川区小松川２丁目２―１―1909
破産者　金　　鳳浩
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部